



“白山の山並み”をイメージした現在の松任駅(南口)



昭和10年の松任駅



昭和38年の松任駅

(白山市立博物館提供)

かつては早場米列車も
JR松任駅は北陸本線が金沢
まで開通した明治31年4月1日
に官設鉄道として開業。
昭和34年からの一時期は駅仕
立ての早場米、白菜列車など初
秋の駅頭を賑わしたこともあつ
たが、農産物の輸送形態の変化
等により衰
退した。
白山市の
玄関口
現在の駅
舎は、旧駅
舎の上を北
陸新幹線が
通過するこ
とになった
ため、平成
23年8月に
南北自由通
路を持ち、
バリアフ
リー化した
橋上駅舎と
して完成し
た。

燦然と輝く壮大な作品群
松任駅の南口を降り、静態保
存の蒸気機関車D51をすぎ
ると、中川一政美術館が見える。
日本画壇の巨匠で文化勲章受
章者中川一政画伯(1893-
1991)から作品の寄贈を受
け、昭和61年10月、市制15周年
(旧松任市)記念事業として開

松任中川一政記念美術館

ふるさと まち歩き① ～JR松任駅・中川一政美術館～

北口は、日本海の
波を、南口は、白山
の山並みをイメージ
している。
市内で唯一特急列
車が停車(1日に上
下14本)し、旅行・
出張等にも便利。ま
た、金沢駅までは11
分、新幹線の利用に
も便利で好評。一日
の平均の乗車人員は
3,820人(平成
30年、過去23年間
で最高値)。



館した。
白山市との縁は画伯の母親が
市内相川新町出身であり、自身
も幼いころや青年時代に何度も
足を運んだという。
館では、約400点の作品や
1,200点にも及ぶ図書資料
から常時およそ80点を、季節ご
とにテーマを変えて公開してい
る。
今季の企画展は、『中川一政
の眼・墨蹟コレクションを中心
に』3月1日まで。
*次回回は、松任ふるさと館、千
代女の里俳句館、白山市立博物
館を巡る予定。

ふるさとに息づく歴史と文化を訪ねて



発行所
白山市西新町159-2
松任産業会館内
石川税務連絡協議会
石川地区納貯連
松任税務署管内青申連
石川農業青申連
公益社団法人松任法人会
松任間税会
北陸税理士会松任支部
白山市・野々市市
印刷所 石川サニーマイト



世界を視野に「白山の清酒」

白山は日本で最初に清酒の地理的表示指定を受けました
GI(地理的表示)白山のロゴマークです
世界に通用する品質保証のマークです

白山酒造組合(旧石川酒造組合)
GI白山清酒管理機構(旧白山菊酒呼称統制機構)

令和2年 地域社会の益々の発展をお祈りいたします

白山市
野々市市
白山市議会
野々市市議会
白山商工会議所
野々市市商工会
鶴来商工会
美川商工会
白山商工会

— 確定申告はお早めに —

令和元年分の申告と納税は、
 所得税及び復興特別所得税・贈与税は、令和2年3月16日(月)まで、
 消費税及び地方消費税は、令和2年3月31日(火)までです。

申告会場	開設日及び時間		申告内容
松任税務署 1 階 (白山市博労 2 丁目22)	2月17日(月)～3月16日(月) ※3頁の「松任税務署からのお知らせ」も御覧下さい	月～金 午前9:00～ 午後4:00	事業所得者・消費税課 税事業者・不動産所得 者・譲渡所得者・住宅 借入金等特別控除 等
白山市民交流センターはくさんホール	2月17日(月)～3月16日(月)	時間はいずれ の会場も月～金 午前 9:00～12:00 午後 1:00～4:00 (各会場とも、 土、日、祝日 を除く)	年金所得者・給与所得 者等 (内容が複雑なものは 税務署へ) 住民税申告
〃 美川支所	2月25日(火)～3月6日(金)		
〃 鶴来支所	2月17日(月)～3月16日(月)		
〃 河内市民サービスセンター	3月6日(金)・9日(月)		
〃 吉野谷市民サービスセンター	3月3日(火)～5日(木)		
〃 鳥越市民サービスセンター	2月18日(火)・19日(水)、2月27日(木)～ 3月2日(月)、11日(水)～13日(金)		
〃 尾口市民サービスセンター	2月25日(火)・26日(水)		
〃 白峰市民サービスセンター	2月20日(木)・21日(金)、3月10日(火)		
野々市市情報交流館カメリア	2月17日(月)～3月16日(月)		

公的年金等の「北陸税理士会松任支部の無料税務相談会」と市の「申告相談会」 (同時開催)

申告会場	開催日	時間
白山市民交流センターはくさんホール	2月17日(月)～3月6日(金)	時間はいずれ の会場も、 午前 9:00～12:00 午後 1:00～4:00 (各会場とも、 土、日、祝日 を除く)
〃 美川支所	2月25日(火)～3月4日(水)	
〃 鶴来支所	2月17日(月)・18日(火)、20日(木)・25日(火) 3月2日(月)	
〃 河内市民サービスセンター	3月6日(金)	
〃 鳥越市民サービスセンター	2月18日(火)・19日(水)、27日(木)	
野々市市情報交流館カメリア	2月17日(月)～3月6日(金)	
税理士記念日無料相談会 アピタ松任店	2月22日(土)	午前10:00～ 午後4:00

軽減コールセンター (消費税軽減税率電話相談センター)

0120-205-553 【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

軽減税率が適用
される品目が
知りたい方

➡ 「1」

帳簿・請求書など
の書き方が
知りたい方

➡ 「2」

その他の軽減税率制度
について
知りたい方

➡ 「3」

所得税や消費税の確定申告書の作成には 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

松任税務署からの
お知らせ

メリット！

- ①自宅からネットで申告！
税務署に行かなくても、自宅からネットで提出(送信)できます。
- ②24時間受付！
確定申告期間中は、24時間e-Taxでの提出(送信)が可能です。
- ③ID・パスワード方式！
マイナンバーカードとカードリーダーが無くても、事前に税務署から発行を受けたIDとパスワードにより提出(送信)ができます。
- ④進化するスマート申告！
2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける範囲が広がりました。

お問い合わせはお電話で！

申告書の作成、入力方法や操作方法がわからない場合は、まず電話でお問い合わせください。

◇確定申告電話相談センター

音声ガイダンスにしたがって「0」番を選択してください。

☎276-2345 (平日9:00~17:00)

◇e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901 (平日9:00~17:00)

税務署の確定申告会場のお知らせ

令和元年分所得税・消費税の確定申告に関する相談の受付は、2月17日(月)から3月16日(月)の間にお越しください。

受付時間

月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
※会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了することがございます。

※相談会場は2月17日(月)からとなります。ご協力をお願いします。

【確定申告会場へお越しになる方へ】

○会場の混雑状況、相談内容により、長時間お待ちいただく場合がございます。

○確定申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方
→マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方
→通知カード+顔写真付きの身分証明書
(運転免許証など)

◆◇振替納税についてのお知らせ◆◇

◎所得税及び復興特別所得税の場合

3月16日(月)が納付の期限ですが

振替納税を利用すると

4月21日(火)に口座から振替納付されます。

新規に振替納税をご利用される場合、納付の期限までに

① 預貯金先の金融機関又は税務署に

② 届出印を押した「預貯金口座振替依頼書」を提出 これだけで手続きは完了です!!

※注意 残高不足等で振替できなかった場合、納期限の翌日から延滞税がかかる場合がありますので振替日の前日に預貯金残高の確認をしてください。

◎消費税及び地方消費税の場合

3月31日(火)が納付の期限ですが

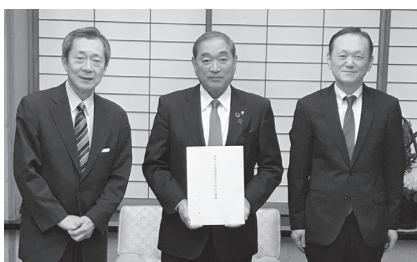
振替納税を利用すると

4月23日(木)に口座から振替納付されます。

令和2年度税制改正に関する提言《松任法人会》



昨年11月25日、松任法人会の吉田税制委員長と高井事務局長が山田憲昭白山市長、栗貴章野々市市長、石地宜一白山市議会議員、中村義彦野々市市議会議員を訪ね、令和2年度税制改正に関する提言を行いました。また、率直な意見交換により、法人会活動に対する理解を深めていただきました。



白山市長



野々市市長

令和2年分の所得税から適用される改正

令和2年分(令和3年に申告)の所得税から基礎控除の控除額や給与所得控除、公的年金等控除の見直しが行われます。今回は、これらの主な改正点について説明したいと思います。

基礎控除の引き上げと所得制限

個人の合計所得から一律に控除が受けられる「基礎控除」の控除額が38万円から10万円引き上げられ、48万円になります。また、新たに所得制限が設けられ、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が段階的に減っていき、2,500万円を超えると控除の適用はできないこととなります。

給与所得控除の引き下げ

会社員など給与所得者の給与収入から控除される「給与所得控除」の控除額が10万円引き下げられます。また、控除の上限額が適用される給与収入額が

1,000万円から850万円に引き下げられるとともに、その上限額も220万円から195万円に引き下げられます。

公的年金控除の引き下げ

公的年金受給者の年金収入から控除される「公的年金控除」の控除額が10万円引き下げられます。また、公的年金以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え

る場合は、2,000万円を超える場合は、30万円引き下げられます。

税金は増えるの？減るの？

まず、年収が850万円以下の給与所得者は、「基礎控除」が10万円引き上げられ、「給与所得控除」が10万円引き下げられます。また、年収が850万円以上の給与所得者は、給与所得控除が10万円以上、引き下げられることになり、税金が増えることとなります。これに伴い、年収見込みが850万円以上の方は、令和2年1月支給の給与から源泉所得税が増え、手取り

【申告は来年の話だけど…】

北陸税理士会松任支部

公開・経済講演会

オ・ソンファ氏

1956年、韓国、済州島生まれ。1983年来日。東京外国語大学大学院修士課程(アメリカ地域研究)修了。現在、拓殖大学で教鞭を執るほか、全国で講演活動を行い、評論家としても活躍している。

『なぜ「日本人がブランド価値」なのか』(光明思想社)
『韓国と北朝鮮は何を狙っているのか』(KADOKAWA)など著書多数。

2月12日(水) 午後3時
レッツホール「つるぎ」
白山市鶴来下東町

主催 // 鶴来商工会・白山商工会・鶴信会・松任法人会

入場料 無料

世界が驚嘆する日本の商人道

〜日本人にしかない「商いの心」の謎を解く〜

講師 評論家・拓殖大学国際学部教授 呉善花氏



武藤正敏氏が“これからの東アジア情勢”を語る



税を考える週間の講演会に200人

アメリカそして日本と題して約200人の聴衆に講演をしました。

武藤氏は、東アジア情勢が大きく変化する中で北朝鮮の核問題について、「アメリカ、北朝鮮、韓国、中国、ロシア、そして日本の立場も思惑もそれぞれ違いますが、日本の安全保障については、防衛の力をつけていかなければならない。日本は平和愛好国だから、各国が日本の平和主義を尊重してくれるだろうという時代ではない」と指摘。

今後の日韓関係に関し、「文在寅(ムン・ジェイン)政権は、慰安婦合意、徴用工問題、物資の輸出入管理厳格化の発動をめぐり、的外れな対決姿勢を示すことで、両国間の関係を最悪化へ導こうとしている。日本はその動向から目を離さず、毅然とした姿勢で立ち向かうべきだ」と強調しました。

石川農業申告会が決算説明会

石川農業青色申告連合会は1月17日、JA松任中央支店会議室で令和元年度決算説明会を実施し、松任税務署の安川統括国税調査官、山福国税調査官、顧問税理士の嶋田健三氏の説明を受けました。

令和元年度税を考える週間（令和元年11月11日～17日）の「税」をテーマとした中学生の作品募集に、松任税務署管内の白山市、野々市市の中学生から作文334点、書道589点、ポスター19点、3部門の合計942点の作品が寄せられました。

税についての作文



また、金賞入賞者23名について表彰式(写真上)が11月14日、白山市の松任産業会館で行われました。席上、作文の部で公益財団法人全国法人会総連合会長賞に輝いた光野中学校3年の中村涼香さんが「当たり前風景に」と題する優秀作文を朗読披露し、松任税務署、県税事務所、白山市、野々市市や関係民間団体の代表、保護者の方などの参列者が熱心に聴き入り、称賛の拍手を送られました。

公益財団法人 全国法人会総連合会長賞

当たり前の風景に

光野中学校3年 中村涼香



ど、時々であつても「もし」無かつたらと考える「当たり前」の風景を見てみよう。「感謝」すべき風景、それを守る為、今は消費税しか納めていないけれども、将来、他の税も納税するという形で少しずつ恩返しが出来るように税や社会、経済についてもっとたくさんのかことを学んでいこうと強く思う。

まさにそうだ、と思った。税によつて出来ているもの、出来ている事は有り難いものではある。だが世界を見れば一目瞭然「当たり前」ではない。

そう気付かされた時、何も「当たり前」なんて無いじやないかと思つた。国民の税によつ

- (※掲載店舗は当金庫の白山市、
野々市市の該当店舗です)

ずっと一緒に もっと近くに



 北陸信用金庫

北陸税理士会松任支部

税金に関する相談・書類の作成などを税理士以外の者が行うことは禁止されています。

税 理 士

(50音順)

氏 名	事務所所在地	電 話	氏 名	事務所所在地	電 話
石 黒 敏 晴	野々市市下林1丁目	246-6028	長 永 勇	白山市八ツ矢町	275-0101
井 村 一 明	白山市井口町	273-0272	長 沖 隆	白山市日御子町	272-3985
入 山 昇 賢	白山市三幸町	275-1584	西 坂 哲	白山市田中町	205-1211
江 川 雅 久	白山市千代野東5丁目	275-8420	西 田 成 人	白山市水島町	277-0556
江 戸 則 崇	白山市若宮2丁目	275-2578	西 田 敬 志	白山市馬場2丁目	275-0488
小木曾 史 佳	白山市馬場2丁目	275-0488	新 田 陽一郎	白山市美川和波町	255-7725
奥 谷 善 一	白山市平加町	278-4311	野 崎 哲 男	野々市市太平寺4丁目	248-1452
小野島 寛 和	白山市菜の花2丁目	090-4324-1437	橋 本 昌 信	野々市市二日市1丁目	248-2220
小 原 修	白山市馬場1丁目	276-7382	馬 場 正 夫	白山市千代野東4丁目	274-0502
片 山 豊 樹	野々市市矢作1丁目	246-7800	林 斌 麗	白山市日向町	272-1268
蟹 川 久 雄	野々市市新庄1丁目	218-4852	番 匠 進	野々市市位川	246-0881
釜 谷 華	野々市市住吉町	294-6410	番 匠 享	野々市市位川	246-1919
川 下 英 和	野々市市郷1丁目	256-2393	東 出 松 雄	白山市福永町	277-2275
北 原 理 恵	野々市市菅原町	090-8306-7599	久 田 寛	野々市市扇が丘	227-8019
木 戸 萬喜夫	野々市市本町3丁目	248-9711	広 瀬 喜 一	野々市市御経塚3丁目	214-8730
城戸口 久 子	白山市鍛冶町	276-1446	福 田 正 寛	白山市千代野東4丁目	275-8357
木 村 紀 代	白山市山島台4丁目	274-2129	藤 田 正 春	白山市安吉町	275-4219
黒 保 正 幸	野々市市本町5丁目	294-2003	細 川 清 悦	白山市新成1丁目	275-6848
小 林 花 代	野々市市本町5丁目	259-6076	堀 内 公 博	野々市市三納2丁目	205-3539
紺 村 斌	白山市倉光7丁目	275-4306	本 田 英 夫	野々市市御経塚3丁目	218-5506
坂 上 裕 宣	白山市八ツ矢町	276-3355	前 田 恒 一	白山市山島台3丁目	274-3652
佐 藤 外志夫	野々市市粟田5丁目	220-7081	増 田 博 信	白山市石同新町	276-0603
柴 野 幸 彦	白山市三幸町	275-1584	松 浦 幸 夫	白山市西柏1丁目	256-3828
嶋 田 健 三	野々市市本町4丁目	248-9633	丸 山 三樹雄	野々市市本町6丁目	248-2919
下 川 一 郎	白山市橋爪町	274-0871	三 寺 勝 則	白山市山島台3丁目	276-6114
新 家 利津子	白山市相木町	276-0041	南 孝 英	野々市市御経塚3丁目	218-5506
高 井 和 男	白山市西柏町	276-3519	南 利比古	白山市今平町	276-0451
高 倉 祐 二	白山市田中町	274-6971	宮 田 隆 夫	白山市千代野西2丁目	275-2969
高 畠 外志雄	白山市美川南町	278-3446	宮 西 邦 夫	白山市馬場2丁目	275-0488
常 山 明 夫	白山市井口町	272-0500	宮 本 博 史	野々市市新庄4丁目	248-4490
出 口 敬 一	白山市福留町	277-1196	森 下 昭 夫	白山市青葉台1丁目	274-2728
手取屋 祐 一	白山市美川和波町	278-4162	森 下 亮 祐	白山市青葉台1丁目	274-2728
鳥 居 義 博	白山市相木2丁目	090-1391-9330	森 田 久 志	白山市井口町	272-0500
中 島 博 之	野々市市藤平田1丁目	090-1704-7676	山 本 公 恵	野々市市本町5丁目	259-6076
中 嶋 満	白山市福留町	277-1196	吉 谷 哲 朗	白山市上柏野町	276-8555
中 嶋 憲 一	野々市市本町3丁目	248-0056	吉 村 清	白山市成町	275-4065
中 西 良 彦	白山市馬場2丁目	274-0248	吉 森 賢 治	白山市東柏町	275-8401
中 村 敦 夫	白山市美川中町	278-5246			

税理士法人

事務所名称	所在地	電 話	事務所名称	所在地	電 話
税理士法人あさがお会計	白山市田中町	205-1211	税理士法人大翔なかしま事務所	野々市市藤平田1丁目	090-1704-7676
税理士法人入山会計	白山市三幸町	275-1584	はくさん税理士法人	白山市福留町	277-1196
税理士法人大翔	白山市井口町	272-0500	税理士法人宮田会計白山事務所	白山市今平町	276-0451